

議案第102号

さいたま市体育館条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市体育館条例の一部を改正する条例

さいたま市体育館条例（平成13年さいたま市条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（職員）</u>
	<u>第4条</u> <u>さいたま市記念総合体育館（以下「記念総合体育館」という。）に館長その他必要な職員を置く。</u>
<u>第4条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第5条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
<u>（利用権の譲渡等の禁止）</u>	<u>（利用権の譲渡等の禁止）</u>
<u>第8条</u> <u>第6条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u>	<u>第9条</u> <u>第7条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u>
<u>第9条</u> [略]	<u>第10条</u> [略]
<u>第10条</u> [略]	<u>第11条</u> [略]
	<u>（使用料）</u>

(利用料金)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者(第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金(附属設備の利用料金を除く。)の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 [略]

(利用料金の減免)

第12条

指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) [略]

第14条 [略]

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

第12条 記念総合体育館の利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2(記念総合体育館に係る部分に限る。)に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、記念総合体育館の附属設備の使用料は、市長が別に定める。

(利用料金)

第13条 さいたま市浦和駒場体育館、さいたま市大宮体育館、さいたま市与野体育館及びさいたま市浦和西体育館(以下これらを「指定管理体育館」という。)の利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者(第20条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金(指定管理体育館の附属設備の利用料金を除く。)の額は、別表第2(指定管理体育館に係る部分に限る。)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理体育館の附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 [略]

(使用料等の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第12条の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第15条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) [略]

第16条 [略]

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

(指定管理者による管理)

第18条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) [略]

(2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) [略]

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、体育館に関する次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(2) 第5条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3) 第6条第1項の規定により、施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(4) 第7条本文の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、施設等の利用の許可をしないこと。

(5) 第9条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(6) 第10条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は利用許可を取り消すこと。

(7) 第14条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第19条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条

2 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

(指定管理者による管理)

第20条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、指定管理体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) [略]

(2) 指定管理体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) [略]

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、指定管理体育館に関する次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第5条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(2) 第6条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3) 第7条第1項の規定により、施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(4) 第8条本文の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、施設等の利用の許可をしないこと。

(5) 第10条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(6) 第11条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は利用許可を取り消すこと。

(7) 第16条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第21条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条

例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が体育館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、体育館の施設にあっては別表第2に定める額の範囲内において、体育館の附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第11条第1項、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「指定管理者(第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1号中「委員会又は指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第20条 [略]

別表第1(第5条関係)

[略]

別表第2(第11条、第19条関係)

1~4 [略]

5 さいたま市記念総合体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名	種別	利用時間	利用料金	全日利用料金
[略]				

(2) 個人利用料金

施設名	区分	利用時間	利用料金
[略]			

(3) 個人定期利用料金

[略]

(4) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該規定利用料金額(1) <u>専用利用料金</u> 、(2) <u>個人利用料金</u> 又は(3) <u>個人定期利用料金</u> の利用料金
---------------	---

例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が指定管理体育館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、指定管理体育館の施設にあっては別表第2(指定管理体育館に係る部分に限る。)に定める額の範囲内において、指定管理体育館の附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第13条第1項、第14条第2項及び第15条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項中「指定管理者(第20条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第15条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条中「使用料又は利用料金」とあるのは「使用料」と、「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1号中「委員会又は指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第22条 [略]

別表第1(第6条関係)

[略]

別表第2(第12条、第13条、第21条関係)

1~4 [略]

5 さいたま市記念総合体育館使用料

(1) 専用使用料

施設名	種別	利用時間	使用料	全日使用料
[略]				

(2) 個人使用料

施設名	区分	利用時間	使用料
[略]			

(3) 個人定期使用料

[略]

(4) 増使用料

市外利用の場合の増使用料	市外利用の増使用料は、当該規定使用料額(1) <u>専用使用料</u> 、(2) <u>個人使用料</u> 又は(3) <u>個人定期使用料</u> の使用料額をいう。) )
--------------	---

	額をいう。)の100分の50とする。		の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金(いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に100を乗じて得た額とする。	入場料金を徴収する場合の増使用料	利用者が入場料金(いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収する場合の増使用料は、1人1回について徴収する最高の入場料金に100を乗じて得た額とする。
備考	<p>1 [略]</p> <p>2 準備及び原状回復のための時間は、<u>利用料金計算</u>の時間に含まれる。</p> <p>3 <u>利用料金</u>の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4・5 [略]</p>	備考	<p>1 [略]</p> <p>2 準備及び原状回復のための時間は、<u>使用料計算</u>の時間に含まれる。</p> <p>3 <u>使用料</u>の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4・5 [略]</p>

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前のさいたま市体育館条例第12条第1項の規定により納付された使用料(この条例の施行の日以後の利用に係る使用料に限る。)については、この条例による改正後のさいたま市体育館条例第11条第1項の規定により納付された利用料金とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例による改正前のさいたま市体育館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさいたま市体育館条例の相当規定によりなされたものとみなす。